

子育て世代包括支援センター周辺整備工事

仕 様 書

江 田 島 市

[一般項目]

1 摘要

本仕様書は、江田島市が発注する「子育て世代包括支援センター周辺整備工事」に適用する。

2 事業名及び履行場所

- (1) 事業名：子育て世代包括支援センター周辺整備工事
- (2) 工事場所：江田島市子育て世代包括支援センター隣接地
(江田島市江田島町中央四丁目18656-14)
- (3) 提案範囲：図1のとおり (A=3, 206.69㎡)

3 工期

契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで（繰越予算議決後、3か月延長することは可能）

4 事業の目的及び事業概要

本事業は次の四つの視点から子育て広場・駐車場・農園を整備することを目的とする。

第一に、市内の子育て世帯において、子どもを安心して遊ばせることができる場所が求められているが、市内の既設公園の利用実態としては活用が少なく、市外の施設を利用する世帯が多くある。このことについて、子育て世帯の幅広いニーズ（子どもから高齢者まで）の利用に対応し、かつ、子どもが多様な手段で遊ぶことができる特徴的な遊び場が必要となっている。

第二に、隣接する認定こども園えたじまは、付近の砂浜を活用した自然保育に取り組んでいる。このことから、利用者や園児が季節を感じることができ、隣の砂浜も取り込んだ自然が豊かなスペースとしての活用が求められている。

第三に、「第2期 江田島市子ども・子育て支援事業計画」において、計画の推進に当たり、子育てを通じた「つながり」をキーワードとし、「育つ」「見守る」「支える」に視点をおいて、親子が周囲に支え見守られていると感じながら、健やかに成長できるやさしいまちを目指している。この目標に対して、子育て親子同士や子育て世帯と地域との交流の場として農園を整備する。

第四に、現状の課題として、提案範囲は悪路となっており、砂利や大きな石が転がっている状況である。また、周囲を水路に囲まれており、一部は蓋掛けが無い場合、利用者が転落する恐れがある。更に子育て世代包括支援センターの利用者等が駐車を行うことから、安心して子どもが遊べる環境を形成するに当たって事故防止の工夫が必要となる。

また、限られた事業費を最大限に有効活用すると共に、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から広く提案を求めることができる「設計・施工一括発注公募型プロポーザル」により事業を実施し、特定者は、本事業の設計・施工業務を行う。

なお、子育て世代包括支援センターに隣接する土地は現在子育て世代包括支援センターの利用者の駐車場としての活用と、付近の保育施設の園児が隣接海岸で園外保育を行う際の経路となっているため、事業期間中はこの機能を維持すること。

5 提案を求める内容

提案書作成に当たっては特記項目の内容を踏まえたうえで、次の項目に対する提案を行うこと。

- (1) 全体コンセプト

- ア 子育て世代の親子やその祖父母等，子どもから高齢者までの多様なニーズの利用者が憩える場。
 - イ 主に就学前の児童（6歳まで）が発想力を磨き，多様な手段で遊ぶことができる遊び場。
 - ウ 隣接する海岸等の自然豊かな環境を利用した土地活用。
 - エ 主に子育て世帯や園児が利用し，地域や子育て親子の交流が見込める農園。
 - オ 事故防止に対する意識や事故防止機能の向上が見込める施設配置と整備計画。
 - カ コスト削減として限られた予算内で最大の効果を発揮できる提案であること。
- (2) 施設の機能性
- ア 遊び場における特徴的な仕掛け。
 - イ 周辺修景や周辺施設との調和に配慮したデザイン。
 - ウ 休憩施設（東屋）の配置について，日照時間の利用に対する配慮。
 - エ 潮風や強風を考慮した農園の配置に関すること。
- (3) 維持管理性
- ア 各施設の部材の耐久性とランニングコスト。
 - イ 部材の部分的な交換，修繕に関すること。
- (4) 地域貢献
- ア 市内業者や市内の部材の活用に関すること。
 - イ 本業務の履行に際して提案者が優位と考えられる点，アピールポイント。

6 成果品

- (1) 本業務の成果品は以下のとおりとする。なお，ア，イについては製本2部及び電子データ（CD-ROM）1枚を，ウについては原本を施工着手の前までに，本市監督員に提出する。
- ア 全体スケジュール表
 - イ 設計書（図面等）
 - ウ 構造計算書（必要に応じて）
 - エ 全体景観図
- (2) 本業務により作成した成果品の著作権は，本市に帰属するものとし，特定者は，本市が許可した場合を除き成果品を使用してはならない。

7 業務実施条件

- (1) 特定者は，本業務で知り得た全ての情報を業務の遂行目的以外に使用してはならない。また，本業務で知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。
- (2) 特定者は，業務内容に疑義を生じた場合など業務に関して明記されていない事項については，速やかに本市監督員と協議しその指示を受けること。
- (3) 特定者は，関係法令等を遵守し，必要な手続きを要すものについては，特定者の負担において全て適正に行ったうえで作業に着手すること。なお，土壤汚染対策法に基づく届出が必要な場合は提出資料を作成すること。
- (4) 事業の実施に当たっては，周辺施設（子育て世代包括支援センター，認定こども園えたじま等）の利用者・通行人に迷惑をかけないように十分注意すること。
- (5) 特定者は，設計の履行に当たり管理技術者及び照査技術者を定め，予め本市監督員へ通知しなければならない。

- (6) 特定者は、設計終了後、発注者へ設計図書を提出し承諾を得た上で工事に着手すること。
- (7) 特定者は工事施工に当たり、現場代理人を定め、予め本市監督員へ通知しなければならない。なお、現場代理人は主任技術者を兼ねることができる。
- (8) 特定者はその責めに帰すべき理由により、施設及び器物を滅失・き損したとき又は、第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負う。
- (9) 作業後の廃棄物等の処理については、特定者の責任において適正に処分すること。
- (10) 業務完了後、速やかに成果品並びに指示・請求・通知・報告・承諾・協議・提出及び打ち合わせに関する書面その他検査に必要な資料を整備し、本市監督員に提出すること。
- (11) 請求は、(10)の資料に基づく検査の確認後に行うこと。
- (12) 事故等が発生した場合は、直ちに本市へ報告し、本市の指示を受けること。

[特記項目]

I 業務内容等

本業務の内容は、子育て広場、駐車場及び農園の設計整備を行うもので、以下のとおりとする。
各施設配置については、図1の範囲内で配置を検討すること。

1 子育て広場整備

(1) 子育て広場の設計

特定者は、提案範囲内で子育て広場の設計を行う。

ア 基本構成

遊具と東屋と園路を設置すること。遊具の設置については、既製品（規格表記TB-A20004514-0程度）を想定しているが、遊具機能を持つ代替案も可とする。また、市内の廃園となった保育施設の既設遊具の移設も可とする。ただし、既設遊具を移設する場合は、遊具の塗装や補修を行い、利用者の安全に十分に配慮すること。設置する遊具については、20年間の維持管理経費を説明すること。東屋の設置については、既製品（規格表記ユニットシェルター：PG4-C-PC、ベンチ等：YTJ-C12AK程度）を想定しているが、同等の機能を持つ代替案も可とする。確認申請手続きが必要な場合は、本業務内で申請図書の作成、申請手続きを行うこと（手数料も本業務内に含むこと。）。園路については、付近の保育施設の園外保育で隣接する海岸を利用することがあるため、隣接海岸への動線を確保すること。

また、子育て世代包括支援センターに隣接する配置とする。

なお、広場入口には車止めを設置し、通常時は車両が進入できない仕様とすること。ただし、緊急時は車両が広場に進入することができる仕様とすること。

イ 仕様

設置する遊具は、塗装を施す等してさびにくい材質・材料のものとすること。

なお、樹木を植える場合は、管理が容易な低木やシンボルツリーの植樹、江田島市に適した樹種等を考慮して配置すること。

また、周辺修景や周辺施設との調和に配慮すること。

ウ フェンス

広場の安全性確保に当たり、図1に示す水路において子ども等が転落することが無いようにフェンスを設置すること。また、付近の保育施設の園外保育で隣接する海岸を利用することがある

ため、フェンスからの出入り口を設置する等、海岸への動線を確保すること。なお、設置するフェンスの材質は、長期間の風雨等にも十分に耐えられるものを使用すること。フェンスの高さは120cm程度とし、周辺施設との調和に配慮すること。

(2) 子育て広場の整備

特定者は、上記(1)により設計した子育て広場を整備する。

2 駐車場整備

(1) 駐車場の設計

特定者は、提案範囲内で駐車場の設計を行う。

ア 基本構成

最低基準として普通自動車用として28台、身障者用として2台駐車できる駐車場を舗装整備することとし、舗装構成は既存の舗装路と同程度（As5cm，RC40：15cm）を想定している。また、舗装箇所と未舗装箇所の境界には端部が崩壊しないよう縁石等を設置すること。

なお、県道からのアクセスについて、既設の舗装路と接続し、市民が利用しやすい配置とすること。

イ フェンス

事故防止対策としてフェンスを設置すること。

なお、設置するフェンスの材質は、長期間の風雨等にも十分耐えられるものを使用すること。フェンスの高さは120cm程度とし、周辺施設との調和に配慮すること。

ウ 工事期間中の駐車場利用

工事期間中も子育て世代包括支援センターの利用者が普通自動車30台程度駐車できるようスペースを確保するとともに、工程を工夫すること。

(2) 駐車場の整備

特定者は、上記(1)により設計した駐車場を整備する。

3 農園等整備

(1) 農園の設計

特定者は、提案範囲内で農園の設計を行う。

ア 基本構成

子育て世代包括支援センターの利用者や付近の保育施設の園児、市民が利用するものとして、50㎡程度の農園等を設置すること。また、子育て世代包括支援センターの利用者や付近の保育施設の園児が利用しやすい配置とすること。

イ 水道

農園用の水道を1基設置すること。ただし、図1の既設屋外水道を利用する場合はこの限りではない。

ウ 仕様

農園の土や水はけについては農作物の栽培に適した仕様とすること

(2) 農園の整備

特定者は、上記(1)により設計した農園を整備する。

図1 提案範囲図

